



〈資料〉労働組合法問題 : 第十八回社会政策学会における

福田, 敬太郎

(Citation)

経済学商业学国民経済雑誌, 38(1):127-133

(Issue Date)

1925-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053721>



勞働組合法問題

——第十八回社會政策學會における——

福田 敬 太 郎

第十八回社會政策學會大會が、去る十二月五日および六日の兩日に亘つて、前例を破つて大阪に開催せられたることは、今年の討議問題に關聯して極めて意味深き事實である。懇親會席上福田徳三先生が大阪は社會經濟問題研究者の常に留意すべき地であり、勉學の目的をもつて「年に三度は往訪すべき」處であると述べられたことは決して一片の外交辭令ではない。誠に東京におけるよりも若干の點において進歩せる、市長關一博士の統轄せらるる一切の社會的施設は社會政策學會の會員が熱心をもつて見學すべき價值あるものであり、また高野岩三郎博士の主宰にかかる大原社會問題研究所も識者の注目を要するものである。殊に大阪市を中心とする勞働組合運動の發達（大阪市社會課の出版にかかる報告を參看すべし）は確かにこの都市をして今年の社會政策學會大會の開催地たらしむることを最も適當なりと信ぜしむる。

第一日は報告と討議と懇親會が行はれ、第二日は見學と會員數氏の講演とがあつた。ここに私はそれらの記録を書き綴らうとしてゐるのではない。唯々最も私の注意を惹いたところの勞働組合法問題に關する討議の模様を物語らうとしてゐるのである。福田先生、永井亨氏および高野博士の報告の内容については、甚だ簡單にしかも誤謬をもつてではあるが既に當時の新聞紙が報導したし、

なは將來において社會政策學會論叢の形式にて出版せらるることを期待して、ここに詳細に收録することを避けるが、討議の進行を明瞭ならしむるため必要なる範圍において摘録することにする。

福田先生の報告は二時間餘に亘る精密なる研究の發表であつた。西洋における勞働組合の發達を回顧し、英獨佛の現状と我國の現状とを比較すべき數多の事例を指摘せられた。ドイツにおいても今日同盟罷業權を確認するところの團結自由 *Koalitionsfreiheit* はまだ明かに認められず、單に結社自由 *Verbandsfreiheit* が認められてゐるに過ぎなく。けれども勞働組合から同盟罷業權を奪ふことは佛作つて靈入れざるものである。この意味において勞働組合法を制定する前提條件として先づ治安警察法第十七條および第三十條は廢止すべきである。折角勞働組合が公認せられてもこの法令の存する限り同盟罷業が自由に行へないから結局勞働組合の發達を妨げることになる。それから西洋諸國の勞働組合の形式は種々様々であるか、我國の勞働組合は今後如何に發達するか逆略し難い。それゆゑに勞働組合法は劃一的なる形式を要求してはならぬ。この點から見て大日本紡績聯合會の意見書に現はれたる如く横斷組合のみ公認すべしと云ふことは賛成できぬ。これに關聯して勞働組合を法人とすべきか否かの問題についても全く自由に放任して置くがよいと思ふ。假りに法人としても民法の公益法人に關する條文の準用は最小限度に止め、例へば民法第四十一條第一項の如きは決して勞働組合の理事について準用すべきではない。さらに注意すべきことは、勞働者の勞働組合に加入する事實をもつて解雇の條件となすべからざることを法律の命文をもつて規定する必要があることである。かくて福田先生は以上の諸點について實際的な要求を開陳して降壇せられた。

協調會理事永井享氏の報告の主眼點は、勞働組合は民法上の法人にあらず、と云ふことに存した。すなはち勞働組合の如き社會團體は從來の個人的自由の尊重と財産權の擁護とを目的とする古き法

律思想をもつては解し難いと云ふのである。而して今日の我國の社會心理は勞働組合法の制定に最も適當であると主張された。

最　に高田博士發壇、殘されたる僅かの時間にて、勞働組合法は勞働組合そのものの發達に待ち、組合自體の要求を通じて制定すべきものであること、この點から見て今日は時機尙早であることを説き、勞働組合法を制定する前に、治安警察法第十七條を廢止すること、勞働組合法案を公表することを希望せられ、その他勞働組合法の内容については福田博士と同意見であると述べられた。

さてこれらの報告を基礎として討議に移つたのであるが、主として實業家の側から種々の質問があつて報告者がそれに應答しつつ進行した。それらの質問は勞働組合法に關聯して何が實際上問題となるかを示すものであるから稍詳細に記録して置く。Fは福田先生は、Nは永井氏、Tは高野博士、Sは關博士を指す。

(一)勞働組合の登録制度は如何にすべきか。

F、フランスにおいては總て法人として登録することとなつてゐる、イギリスにおいては自由であつて登録したものだけが法人としての資格權限を得る。蓋し今日の勞働組合は昔の如き小なる團體ではなく、數十萬人の會員を有するものが眞に勞働組合たる活動をする。かかる時代において勞働組合を總て法人として登録せしめることは形式上(例へば會員名簿の調製の如き)不可能を強ひるものであらう。我國においてもこの點は絶對に自由放任主義を採用し、登記したるものについてのみ法人の資格を與ふべきである。

N、登録制度は全然無用である。

は成立と同時にこれを官廳に届出で、且つこれを公示する

ことをもつて足る。予は原理上、勞働組合に公益法人規定を準用することは反對であるが、實際上止むを得ずこれを準用する場合には出來得る限りその條項を少くしたい。

(二) 普通勞働者以外の俸給生活者および官公吏の勞働組合を認むるか。

N、精神勞働者と筋肉勞働者との間に何らの區別はないから、俸給生活者の勞働組合は固より認むべきである。唯、官公吏の結社は別問題である。但し官營または公營企業の使用人が組合を作ることとは勿論自由である。

T、俸給者組合、農民組合は固より、官公吏組合すらも將來起るであらう。勞働組合がそれらを含むか否かは問題ではない。

(三) 勞働組合は同盟罷業による損害賠償の責に任すべきか。勞働組合の公認せられざる今日においては勞働者は同盟罷業による損害賠償の責に任すべきものであると思はる、如何。

N、資本家は獨占、賣惜み等によつて價格を釣上げ消費者に損害を與へつつあれども彼等は損害賠償の責に任じない。勞働者も亦同盟罷業による損害賠償の責に任ずる必要がない。なるほど勞働者は雇傭契約によつて勞務を給付すべき債務があるけれども、それは個人的關係である。しかるに同盟罷業は結社の關係である。結社の關係を個人的關係と同日に談ずることはできない。資本家は賣惜みは契約違反ではないと云ふかも知れぬが、産業をかくの如く事業主の私有獨占し得るものと考えることが根本的に誤謬である。勞働組合の成立の後において理事の賠償義務は組合に及ばないことは勿論である。

F、永井氏の議論は理想論である。今イギリスの實情を見るに Trade Dispute Act の第二條によつて、同盟罷業による損害賠償の請求訴訟を受理する裁判所が無いことになつてゐる。ドイツにては

裁判所によつて異なり、勞働組合に同情あるものはこれを受理せず、同情なきものはこれを受理する但し後の場合においても雇主の要求する通りには行かぬ。

(四)勞働組合加入を解雇の條件とすることを法律にて禁止する必要があるか。

F、組合加入をもつて解雇條件となすべからざることは自明の理であるけれども、慣例は然うでない。聊か教訓的ではあるが明文をもつて規定する必要がある。

S、かくの如き立方は例は他國にはない。フランスには判例がある。なほドイツ憲法は團體結社の自由を妨ぐることを禁じて間接に規定してゐるが、この條文の結果は如何であらうか。またフランスにおける勞働組合には脱退の自由が認められ、脱退後も一定期間其済の利益を受け得ることになつてゐるが、他國にかくの如き例があるであらうか。

(五)勞働組合の組成員ならびにその目的についての制限は必要ではないか。

N、組成員について同種同類と云ふ風に制限する必要はない。しかし全く無制限として、何等利害關係なき者が漠然と結社する場合にそれをも勞働組合と認めることは賛同し難い。すなはち勞働組合は主たる目的を限定すべきである。

F、農商務省案は同種ならびに密接の關係ある者と云ふ風に制限してゐるが、内務省案は全然無制限である。思ふに今後の勞働組合の本體は聯合會に存する、しからば區々たる制限は無い方がよい。ドイツで今日勢力ある金屬勞働者組合の如きは果して同種組合であると云ひ得るであらうか。

(六)今や勞働組合法を制定すべき時機であるか。

N、今日勞働者が勞働組合法の制定を歡迎して居らぬと云ふことは事實であらう。けれども彼等の自覺を待つてゐては社會政策的立法は行はれない。

T、永井氏は資本家と勞働者との利害は遂には一致すべきものと考へられ、予は兩者の利害は永遠に一致せずと信ずる。この點において意見は根本的に異つてゐる。しかし予は社會立法を全然否定しない。唯、勞働者が現實に要求せざるものを與ふべからずと云ふのである。日本の勞働階級は今後如何なる發展をするか全く不明である。それゆゑに施すべきことは唯、發達に對する障礙を除くことのみ。

N、事業主と勞働者との利害が一致するか否かは容易に決定し難い。予は決して高野博士の如く單純なる結論を持つてゐるものではない。勞働組合法の制定は普通選舉の實行、あるひは勞働黨の出現を待つて行ふべきではない。それは恰も我國が立憲政治に移つた場合と同様の事情である。勞働組合法の制定は勞働階級のみ發達に關係するものではなく、社會一般の進歩に伴ふべきものである。まして勞働總同盟が、先年發表されたる勞働組合法案を自ら訂正した事實は、彼等が消極的に反抗してゐるのではなく、彼等自身それを要求してゐるのではなからうか。

F、勞働總同盟の態度のみを見て、我國勞働階級が勞働組合を歡迎せるか否かを決定しては忽卒である。予は總同盟以外の生るべくして未だ生れ出でざる日本の勞働組合のために勞働組合法の即行を希望して止まない。特に予の懼れてゐるところは近く實施せらるべき健康保險法の結果である。これによれば我國に多數の縦斷組合が発生し、これが變則的な勞働組合として蔓るであらう。將來における我國の勞働組合を正しく發生せしむるためには、この健康保險法の實施と共に勞働組合法の制定を必要とする。加之、勞働組合發達史上所謂 ambiguous age に在る我國はこの法制に待たねばならぬ事情がある。イギリスにおいても初め Francis Place や Joseph Hume が勞働組合法を制定したときに勞働階級はこれを歡ばなかつた。これによつて見ても勞働組合法の制定は決して勞

働者自身の要求に待つべきではない。

七) 労働争議法について。

F、労働組合法とともに労働争議法をも簡單に定むべきである。イギリスにてはある種類の産業については同盟罷業を許さない。すなはち瓦斯、水道その他同盟罷業によつて人命に危害を加ふる憂ある産業については強制調停を行ふ。かくの如きものについては極めて短期に調停することが望まし。

N、争議法の制定は尙早なりと思ふ。労働組合が発達して調停機關の運用が公平に行くまで待つべきである。

S、學問上は労働組合法と争議調停法とは關聯する場合もあり、然らざる場合もある。しかし予は實際上の立場から見て寧ろ労働組合法よりも争議調停法を先きにすることを望む。勿論委員會の組織は困難である。

討議問題は次第に展開して益々興趣深くなつて行き、しかも提出されたる疑問についてなほ解答の與へられてゐないものもあつたが、時刻は流れ進んで十時となつたから、散會するの止むなきに至つた。この記録に漏れてはゐるが討議の最中に驚くべき奇問が發せられ出席者を苦笑せしめた事實、その愚問に對して永井協調會理事が熱心溢るるばかりの雄辯をもつて親切に應答せられ一同それに傾聽した事實は筆者をして社會運動における示威と啓蒙の必要を痛感せしめた。